
行動指針

性別・年齢・社員区分の別なく、職員が仕事と子育てを両立しながらその能力を十分発揮するための環境整備を行うとともに、仕事と生活の調和された「ワークライフバランス」を目指し、職場環境の整備に努める。また、仕事と家庭、仕事と育児を両立させる仕組みを整備し、職員の生活を充実させると同時に、当院にとってさらには社会にとって優秀な人材の確保に努めるために次のように行動計画を策定する

2021年4月1日
院長 室原 良治

1.計画期間

2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間

2.内容

目標1

労働環境に対する職員満足度 5 ポイント以上向上する。

対策

- 2021年4月～ 利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底、研修の実施
- 2021年4月～ 育児短時間勤務制度、短時間正職員制度等による柔軟な働き方の実現、周知
- 2021年4月～ 男性の子育て目的の休暇の取得促進
- 2021年4月～ 職員アンケート等意識調査によるニーズや不満の把握

目標2

平均残業時間を2時間未満とする。

対策

- 2021年4月～ チーム内の情報共有、業務の優先順位や業務分担の見直し等マネジメントの徹底
- 2021年4月～ 院長からの長時間労働是正に関する強いメッセージの発信
- 2021年4月～ システムや機器導入及びワークフローの見直しによる業務削減、効率化

目標3

年次有給休暇の平均取得率を80%以上とする。

対策

- 2021年4月～ 年次有給休暇の取得状況の周知
- 2021年4月～ 部署毎、職種毎の取得状況の分析、取得促進
- 2021年4月～ 年次有給休暇の時間単位付与制度の定着、取得促進

一般事業主行動計画とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。従業員101人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。